

要綱（骨子）に対する意見

第1 傍聴をなし得る者に、被害者等から委託を受けた弁護士を加えるべきである。

（理由）

心身の状態等により、付き添いを受けたとしても加害少年と同室することが困難な被害者も存在するところ、このような場合でも審判の過程を把握したいという利益は尊重されるべきである。

このような場合、委託を受けた弁護士が被害者に代わって傍聴することで、審判の過程を把握することが可能となる。

また、被害者にとって、自分が依頼した弁護士から報告を受けることは、調査官等から審判の説明を受けることと比べ、情報の取得過程の直接性・迅速性に格段の差異があり、有用性が高い。

なお、代理人による傍聴を認めた場合、その濫用を極力防止する必要があるところ、弁護士は、守秘義務を負い、一般的に高度の職業倫理によって活動しているものであって、その濫用のおそれも乏しいと考えられる。

第2 被害者を傷害した場合について「生命に重大な危険を生じさせたとき」に限定せず、心身に重大な故障を生じさせたときも傍聴の対象に含めるべきである。

（理由）

傷害によって被害者に極めて重篤な後遺障害が生じた場合、生涯にわたってその療養看護に当たる近親者にとって、審判の過程を見聞する利益は生命侵害の場合と異ならず、高度に尊重されるべきである。

第3 傍聴の方法として、モニター等を利用した傍聴を可能とすべきである。

（理由）

被害者等が現に在廷することで少年に対する萎縮的作用が予想されても、別室でモニター等を利用した傍聴であればこれを回避することが可能なケースも想定できる。このような場合まで、被害者等の傍聴の機会を排除するのは相当でない。

以上